

## 香川県 MICE セミナー実施事業委託業務仕様書

## 1 委託業務名

香川県 MICE セミナー実施事業委託業務

## 2 趣旨

令和 5 年度より、高松市及び高松観光コンベンションビューローが協働で「GDS-Index（都市の持続可能な取組みを比較審査する国際評価プログラム）」に取り組んでいるなか、香川県（高松市）の MICE 開催環境の新たな強みとして、サステイナブル先進都市であることを積極的に PR し、MICE 誘致の競争力を強化するため、MICE 受入主体となる GDS-Index の評価指標となっているサプライヤー（ホテル、交通機関等）を中心として、MICE の直近のトレンド（GDS-Index 含む）やサステイナブルに関する理解を深めるセミナーを開催する。

## 3 業務の内容

県内の MICE 関連事業者を対象とした研修会委託業務として、以下の業務を実施する。

「香川県 MICE セミナー」の開催

- ・開催時期：令和 7 年 3 月 13 日（木）PM
- ・出席予定数：約 100 名
- ・会場：あなぶきアリーナ香川（会議室 1, 2）
- ・内容：①専門家等による講演  
②パネルディスカッション又はワークショップ

## ① 出席者の募集

出席者数 100 名を目途に集客を行うこととし、集客方法等について提案すること。

香川県 MICE 誘致推進協議会 事務局（以下、「事務局」という）が作成した案内文の発送及び出席者の取りまとめを行うこと。

## ② 会場の手配

あなぶきアリーナ香川を想定しているが、講師の日程が合わない等の場合は、同程度の会場を提案、手配すること。なお、事務局が会場を指定する場合があるので留意すること。

## ③ 講師の選定及び手配

セミナーは下記のテーマを参考に開催すること。所要時間は 2～3 時間程度とし、セミナーの内容及び専門講師（※講師はテーマに合わせ、1 人でも複数人でも可とする。）を提案すること。なお、講師選定の際には、事前に事務局と協議を行うこと。

ただし、事務局が講師を指定する場合があるので留意すること。

## 【テーマ】

(1) 世界・日本の MICE トレンド

(2) MICE 誘致・受入の観点でのサステイナビリティにおける香川県(高松市)のポテンシャル、課題

※地域の MICE 関連事業者が、「GDS-Index」等を通じた香川県（高松市）のサステイナビリ

ィの取組に対する理解を深め、MICE 誘致・受入の競争力強化につながる取組推進の機運醸成を図る内容とすること。

④ 広報物の作成

研修会の参加者募集にあたり、広報物（ちらし 400 部）を作成すること。

なお、令和 7 年 1 月中に広報が開始できるように準備すること。

⑤ 配付資料の作成（必要時）

出席者に配付する資料があれば、作成を行うこと。なお、事前に事務局と協議を行うこと。

⑥ 運営

・会場設営、撤去

会場の設営（受付、ステージ、音響、客席等）及び撤去を行うこと。

・受付

受付時に事前に作成した名簿により出欠をとること。

・進行管理

運営計画書、進行台本を作成すること。

・業務体制

統括責任者を選任すること。統括責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、集会の運営を行う。また、業務を遂行するために次の業務従事者を置き、それぞれの人数を提案すること。進行に必要な業務従事者が他にある場合適宜提案すること。

(1) 司会者

(2) 受付

(3) ステージ管理者

(4) 記録

当日の集会模様の写真を撮影すること。

⑦ 参加者のフォローアップ

出席者に対し、研修会当日にアンケート調査を実施すること。なお、アンケート作成にあたっては、事前に事務局と協議を行うこと。

⑧ 報告書作成

講師・会場・参加者数・内容・経費の内訳書類等をまとめた報告書を作成し、令和 7 年 3 月 28 日（金）までに、事務局まで提出すること。

⑨ その他

(1) セミナー終了後、参加者対象のあなぶきアリーナ香川の視察ツアーを別途予定している。

(2) 提案書の内容は、契約締結時に修正や変更をする場合がある。

(3) セミナーに使用したテキスト・資料などは報告書に添付すること。

(4) 本業務の実施にあたっては、事務局の担当者との連絡を密にし、疑義などが生じた場合は、都度協議し決定する。

4 委託金額 1,600,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）  
委託者は納品物を検収し、検収に合格すれば、受託者からの請求書に基づき、委託料の支払いを行う。

5 委託期間 委託契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

#### 6 留意事項

- (1) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに当事務局と協議を行い、事前に当事務局の了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、当事務局から業務遂行状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (5) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- (6) 天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合、別途、変更契約を締結することで、当事務局が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする。（ただし、契約限度額以内とする。）

#### 7 担当部局・担当者

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号（県庁東館5階）

香川県MICE誘致推進協議会事務局（香川県交流推進課内） 担当者：渡邊

TEL：087-832-3380 FAX：087-806-0201

E-mail：ga3186@pref.kagawa.lg.jp